

改正案	現行
<p>（条例で技術的細目において定められた制限を強化し、又は緩和する場合の基準）</p> <p>第二十九条の二（略）</p> <p>2 法第三十三条第三項の政令で定める基準のうち制限の緩和に関するものは、次に掲げるものとする。</p> <p>一・二（略）</p> <p>三 第二十五条第六号の技術的細目に定められた制限の緩和は、次に掲げるところによるものであること。</p> <p>イ 開発区域の面積の最低限度について、一ヘクタールを超えない範囲で行うこと。</p> <p>ロ 地方公共団体が開発区域の周辺に相当規模の公園、緑地又は広場の設置を予定している場合に行うこと。</p>	<p>（条例で技術的細目において定められた制限を強化し、又は緩和する場合の基準）</p> <p>第二十九条の二（略）</p> <p>2 法第三十三条第三項の政令で定める基準のうち制限の緩和に関するものは、次に掲げるものとする。</p> <p>一・二（略）</p> <p>三 第二十五条第六号の技術的細目に定められた制限の緩和は、地方公共団体が開発区域の周辺に相当規模の公園、緑地又は広場の設置を予定している場合に行うものであること。</p>